

第36回 全国公立小中学校事務研究大会（高知大会） 報告

大和町立宮床小学校 主事 伊豆 知丈

大会テーマ

「子どもの豊かな育ちを支援する学校事務」

つなげて・ひろげて・いきいきと一土佐から発信 学びの輪—

特集テーマ ～教育活動と学校事務～

* 地方分権化・公務員制度改革⇒学校の自主性、自立性の確保⇒新たな学校運営組織の構築、地域・保護者からの信頼

⇒学校事務、事務職員の役割とは何か

1. 文部科学省行政説明

「初等中等教育をめぐる諸問題」

文部科学省初中局初等中等教育企画課 課長補佐 新谷 喜之氏

(1) 児童生徒の問題行動について

- ・ 長崎県佐世保市児童殺傷事件、新潟県三条市児童傷害事件等を受けて、教委へ「命の大切さを問う規範的な指導」「全教職員で児童生徒の様子を把握」「密接な地域との連携」を通達

(2) 義務教育費国庫負担制度について

- ・文科省は、根幹維持を主張⇒総額裁量制—人事・給与面で地方裁量を大きくする（×一般財源化）
- ・「全国知事会・社会文化調整委員会」「新しい日本を作る国民審議会」「東京都」は総額裁量制を支持

(3) 教育改革について

①学校の管理・運営について

○地域の学校（コミュニティ・スクール）（平成16年9月）

- ・「学校運営協議会」の制度化
- ・「学校運営協議会」=保護者や地域住民等が一定の「権限」と「責任」を持ち学校の運営に参加
- ・教育委員会が協議会設置校の指定及び協議委員の任命を行う
- ・「権限」・「責任」の内容⇒①校長の学校運営基本方針の承認②教職員の任用に関し教委へ意見
- ・地域に開かれ信頼される学校・特色ある学校づくりの推進

* 人事面—民間人校長制度（現在全国で79人）、表彰制度、都道府県人事交流

②学校評価と情報提供

- ・ 内部評価—全国小中学校で約9割、外部評価—全国小中学校で約5割が実施

⇒評価結果の十分な検討と地域とともに情報を共有すること

③確かな学力の定着・豊かな学力の育成

- ・ 新学習指導要領の実施以降、児童生徒の学習意欲の低下←ねらいの周知が不十分である結果

- ・ 道徳教育の充実—「心のノート」の配布、体験活動の推進（ex：地域間交流推進校・長期宿泊体験推進校）

2. 全体研究会

テーマ「子どもの豊かな育ちを支援する学校事務」—今 変革のとき 考えよう！ 変わりゆく学校教育と学校事務—

(1) 基調講演

広島大学大学院教育学研究科 教授 古賀 一博氏

① 教育改革の背景と動向

- ・ 地方分権・規制緩和により早急的な教育改革が行われている（ex：学校運営協議会）
- ・ 現行の学校制度に対する国民の不満が要因
⇒地域住民からの学校への要望・不満は潜在的にあることを前提とした姿勢で、日々の仕事を行う必要
- ・ 特色ある学校づくり、開かれた学校づくり（=学校評議員制度）←地域の学校経営参画
⇒各学校間の競争（ex：学校選択制）
- ・ アカウンタビリティの要求
一般的な定義—「行政機関または公務員個人が自ら行った行為や判断に対して国民が納得するよう説明すること」
∴「説明責任」⇒説明すれば良い（現在の風潮）
本来的な定義—「社会や納税者に対し投入された物的・人的資源に見合うだけの効果をあげた上で、それを彼らに納得してもらえるように説明すること」
∴「結果責任」⇒効果を説明、「言ったらやる・やったら言う」→説明力量が必要
- ・ 小学校・中学校設置基準の設定
小学校設置基準第2条＝学校の自己評価、それについての結果公表について規定
同第3条＝学校運営について保護者への積極的な情報提供を規定
(国公立大学の例)
外部評価について半内部者（教職員OB等）が評価者であったが、今回の大学の独立行政法人化に伴い完全な第三者評価へ移行⇒小中学校も今後無縁ではない
＊世間的には「自制的評価」が求められている

② 教育改革最前線—「学校運営協議会」制度の成立—

- ・ 学校運営協議会
⇒学校運営に地域住民や保護者が参画することにより、地域の実情に応じた特色ある学校づくりを実現させるのがねらい
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成16年5月21日施行）
○教育委員会が所轄の学校に学校運営協議会を設置することを判断
○校長の学校運営は協議会の承認が必要

○協議会の設置を受けた学校の教職員の採用・任用について、協議会より任命権者へ意見を述べることができ、その意見に対して、任命権者は尊重しなければならない（地域住民の人事参画）

③ 学校事務職員に求められる4つの力量

- 上記①～③で述べられたような学校教育の変革の時期で学校事務職員として求められるものとして
I財務 II情報（情報公開、情報処理） III説明責任 IV教育活動に関する力量が必要
- 学校事務職員の研修機会の拡大と充実が不可欠
- 一般社会からの校長登用（民間人校長）ではなく、学校事務職員からの管理職登用に期待

（3）シンポジウム

* 古賀氏の基調講演後、学校事務職員から管理職（教頭職）へ登用された3人のパネリストを交えてシンポジウムが行われた。

パネリスト 宮崎県都城市立吉之元小学校 教頭 笠 真智子氏—小規模校に勤務、教員免許状有

山口県守口市立第三中学校 教頭 建部 俊雄氏—中規模校に勤務、教員免許状無

神奈川県横浜市立東本郷小学校 副校長 土屋 昌三氏—大規模校に勤務、教員免許状無

シンポジウムの内容としては、上記3人の方が、元々は学校事務職員ということもあり、学校事務職員と管理職の違い、管理職から見た学校事務職員、自らが学校事務職員だったころの経験談等であった。

山口県の建部氏からは、管理職から事務職員への意見として学校現場で事務職員（行政職）としての壁を作らず積極的に教育活動等への提案をしていくことが求められているとのこと。また仕事をする上での判断基準として前例を用いることはすべきではないという忠告をいただいた。

宮崎県の笠氏は、教員免許状を有するため週に数時間は授業も行っている。そのためか、学校事務職員としても児童生徒への教育的愛情を持って仕事をすることが大事であるという意見であった。また、事務職員からの学校教育への参画（特に財務的な面）も必要であるとのことだった。ちなみに宮崎県では、全県下で共同実施事が行われ教職員の自己評価も平成10年度から施行されている。

神奈川県の土屋氏は、都市部の大規模校であるため地域（保護者）との関わりにおいても事務職員が管理職のアドバイザー的な立場でクッションの役割を担うことを期待していた。また先の2人と同様に事務職員であっても教育的な基礎知識を有し学校経営への参画が必要であるとの意見であった。

最後に総括として古賀氏から、元来日本の学校管理職として望まれていたものはマスター・ティーチャーであったが、現在はマスター・マネージャーとしての学校経営的力量が望まれている。（ex：民間人校長）さまざまな地域で共同実施の研究が行われているが、その共同実施の是非をきちんと説明し（説明責任を果たし）学校事務職員としての存在意義を示すことが必要である。という意見であった。

3. 分科会討議 第4分科会 徳島支部

テーマ「新しい学校経営の扉を拓く」－教員を児童生徒に返す 学校事務の組織化－

○ 研究の概要

平成14年4月「小学校設置基準」「中学校設置基準」の制定・施行に伴い学校は、教育活動その他学校経営の状況について、自己評価を実施し改善を図るとともに、その結果を公表することとなった。よって、学校の自主性・自立性を確立する基盤となる「学校経営」をより一層実現するための各学校での組織改革が必要となってきた。

学校内で唯一の行政職員である事務職員がその中で中核的役割を果たさなくてはならないが、多くの学校が単数配置あるいは未配置であることにより、教育職員が専門外である学校事務を担当せざるを得ないのが現状である。

また、近年、全国的に市町村教育委員会から学校への裁量権限の委譲が進められていることからも教育活動の裏づけとなる学校財務を管理、執行する学校事務職員の存在は不可欠である。そのためには事務職員が学校事務全体を掌握できる2系統管理組織（教育部門—教頭・事務部門—事務）を構築することが理想である。

さらに、単数配置で勤務している場合でも、学校事務の日常の業務は外部から見えにくく、正しく評価・理解されない状況である。

そのような状況の中で、複数校の学校事務を一体化し、学校事務の組織化を行い学校経営に参画していくことで学校は、教育専門機関としての機能を十分に発揮でき、地域が満足できる経営責任を果たすことができる。

○ 徳島県の状況

- 小中学校総数（本校数）310校 うち事務職員未配置校40校
⇒ 2系統管理組織の事務部門での長として事務職員が位置づけ、学校事務の範囲が明示
- 平成8年3月 県教育長名で事務職員の標準的職務通知（別紙 資料1）
⇒ 「給与」関係事務及びその他の事務に関する未配置校管理職への指導・助言、辞令の交付は無
- 平成12年4月 事務長の事務代決制度施行（別紙 資料2）
- 集中事務制度（事務職員未配置校の学校事務支援体制）－事務職員制度発足時に設定
⇒ 「給与」関係事務及びその他の事務に関する未配置校管理職への指導・助言、辞令の交付は無
- 事務支援制度（事務職員不在校＜病休等＞の学校事務支援体制）－平成14年6月 県教職員課長名通知
(別紙 資料4, 5)

○ 研究の内容

平成11年度「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」改正

同法第15条第1項第3号—同施行令第5条第3項⇒共同実施の加配制度法制化 ∴共同実施研究のはじまり

• 徳島県における現状の課題

1. 単数配置学校においては（経験的格差により）標準的職務の全てをこなすのは不可能⇒教員への事務負担
2. 山間部は事務職員未配置校が多く、事務処理に対する教員への負担は大きい
3. 予算執行権が学校にない（市町村教委にもないところがある）ため、学校間の連携、情報提供が不可欠
4. 事務職員個人の力量差により2系統管理組織が構築できない
5. 市町村教委担当者が学校事務に精通していない

- 学校事務組織化の効用

1. 事務の効率化—事務未配置校への事務処理、指導、支援により教員の事務量軽減
2. 学校経営への参画—組織化により「学校事務職」としての信頼が大きくなる
3. 事務の標準化
4. 事務のチェック機能の強化—平成17年度より給与・福利関係業務が端末処理になり事務所の審査がなくなる
5. 事務の質向上
6. 市町村教育委員会との連携

- 組織化の定義

1. 特定の学校（拠点校）へ複数校の事務職員を集め、その単位区域の学校事務を担当するため出向する形（支援）の組織⇒教員の事務軽減を考える上では、学校を離れた事務組織では効率化が図られない
2. 中学校区の学校・未配置校を含めた市町村会計等財務事務が行える単位の組織⇒学校へいつでも目を配れる
3. 拠点校へリーダー格（上位職）を配置し、諸手当等の認定権を付与し、その指導の下地域内学校の事務処理を行う組織
4. 兼務発令により組織内の学校を全事務職員が事務処理できる組織
5. 中学校区単位に拠点校を置き、最低週2～3日は集まり、事務処理を共同で行う組織

* 地域内の全事務職員が拠点校に席を置き、必要に応じ各校へ出向する方式が最適であるが、現実は難しい

- 組織化するための必要事項

1. 研修の充実⇒組織リーダーの育成、専門職としての研修
2. 法規の整備⇒学校管理運営規則の見直し（学校事務の組織化を明示）、財務規則の見直し（決裁権の学校委譲）、事務処理規程の整備（リーダー中心の組織体制を明示）
3. 職務の明確化⇒拠点校で扱うものと各校で行うものとを明示、事務組織及び各校の事務分掌、職層別事務処理マニュアルの作成
4. 適切な環境整備⇒施設・設備の充実、運営予算の確保
5. 教育委員会への働きかけ

- 研究のまとめ

教育改革⇒学校への裁量権限の委譲⇒学校の責任による事務・業務の増加⇒事務職員単数配置の限界⇒教員の事務負担増加

今後、上記の様な結果が予想されるため、学校事務職員の組織化を図り、事務部門を組織強化することにより、個々の学校の教育活動が円滑に行われ、学校経営能力が向上し学校教育目標の達成が容易となる。（教員が児童生徒への教育指導に専念できることが必須）

* 「学校事務の組織化」の目的=教育指導が円滑に行われ、学校教育目標が効果的に達成できる教育支援体制

* 事務職員の今後のあるべき姿=学校経営を支える基幹職員

1. 学校教育が抱える今日的課題に積極的に対応していく
2. 教育的配慮を持ってすべての学校事務を行う
3. 教育職員に学校事務の負担を掛けない

○ グループ別討議

研究発表後、分科会発表内容に関連した事項について、参加者全員を数班に分けワークショップ形式により討議を行った。

○ パネルディスカッション

テーマ 「新しいタイプの学校づくり」

パネリスト	徳島県教育庁教職員課 課長補佐 小川氏
	徳島県池田町助役 武川氏
	徳島県小中学校長会 会長 柏木氏
	徳島県小中学校事務職員会 会長 仁木氏
コーディネーター	鳴門教育大学 教授 佐藤氏

・内容

<教育改革⇒学校の自主性・自立性の確保 ←限られた経費・人員>

⇒このような現状について県教委、町教委、校長、事務職員それぞれの立場からの意見交換

* 池田町の現状等（武川氏）

- ・ 池田町は事務職員未配置校 3校 山間部のため学校が点在
- ・ 学校への権限委譲のための条例改正を数回行う（届出事務・書式の廃止・簡略化）
- ・ 予算執行を各校へ委譲⇒事務職員未配置校では適切な予算執行ができなかつたのが現状
- ・ 学校間のIT化、ネットワーク化⇒設置後、活用しているのは大半が事務職員（メール等の交換）
- ・ 校長の勤務期間の延長と市町村教委への人事権委譲を県教委へ働きかけ

⇒特色ある学校づくりをしていくためには、校長の在任期間が2～3年では不可能

* 徳島県の現状等（小川氏）

- ・ 平成12年度～平成21年度 徳島学びプラン21の実施
 - 生きる力・豊かな心を育む学校教育
 - 高校教育改革
 - ・ 特色ある学校づくり—総合学科高校、単位制学校、中高一貫校の開設
 - ・ 県立学校の再編⇒県独自で適正規模を策定し、規模に見合わない場合は廃校・統合
 - ・ 地域運営による学校づくりの推進（学校運営協議会）
 - ・ 校長裁量権の拡大

● 民間人校長の登用—小中高で各1名

- ・ 教育予算は、施設の耐震工事費等に充当することが急務であるため、人件費の削減は免れない

* 学校の現状等（柏木氏）

- ・ 新しい学校⇒（1. 地域の特色を生かした学校 2. 地域に開かれた学校 3. 地域に信頼される学校）

<必要なもの>

* 説明責任（学校評価、児童への説明可能な評価基準、学校からの情報発信）

* 学校評議員制度—県内小中学校で6割の設置

* 地域運営学校の制度化（学校運営協議会）

* 適材適所の人事配置⇒人事権についての学校長裁量拡大を望む

* 学校の現状等（仁木氏）

・仁木氏の前任校（鳴門市立大麻中学校）での学校経営参画（教育活動に対する事務職員からの提案）の紹介

1. 生徒の資格取得のためのコース選択制
2. 生徒のガイドアドベンチャーエクスペリエンス
3. 地域への施設開放
4. 地域一体の人権教育
5. 学校開放
6. 生徒会での株式会社活動

* 各パネリストからの意見のまとめ・課題

①学校への権限委譲（学校長の裁量権の拡大）

* 法令等の改正

* 学校側（学校長）の自覚・知識

②地域との連携（地域の学校経営参画、特色ある学校）

* 財務会計システム等の構築

* 学校側のやる気、「特色ある学校づくりをしていく」という知恵、努力、知識

③個々の教職員の意識改革

⇒ 学校長が絶対のリーダーシップを發揮する必要←学校長以外の教職員による学校経営スタッフの構築

* 学校事務の組織化について

・同じ事務職員であっても全校配置の地域と、未配置の地域との温度差があるのが実情

⇒ 「組織化」が新たな事務職員のあり方として、今後考察していく利点はある

・教員側と事務側の連携的な事務構築（教員側が担うべき事務まで事務側が担うべきではない）

⇒ 教員が様々な研鑽を積み、幅広い視野を持ち、資質向上を行い学校経営に参画すべき

⇒ 事務職員が教員へ事務的な面で積極的にアプローチを図る

・財政面では、組織化により効率化が進んだ場合は、人員削減につながるのは今日では必須のこと

* 今後の学校事務職員のあるべき姿とは

・学校事務職員の存在価値

⇒ 従来の事務職員の職務内容のままであれば限界がある（事務処理⇒効率化⇒人員削減）

⇒ 事務の専門家として学校経営へのアプローチする学校経営事務職員としての存在

⇒ 学校経営という視点での職務内容及び組織化の構築を行う必要

4. 大会報告

・「新しい学校づくり」を行う上で、学校事務職員として必要なこと

① 学校事務領域を拡げる⇒学校経営の分野への参画

② 積極的な行動力

∴学校事務職員としての存在価値が高まる

5. 記念講演

演題 「これからの人づくり」

高知県知事 橋本 大二郎氏

これからの中の教育現場で必要なこと

教育目標の構築→自己点検・自己評価→情報公開→外部評価

この中で学校事務職員が関わるには、事務知識・事務職としての意識だけでなく教育的知識・教育的意識を持つ必要がある。それにより学校経営職の一員として存在できる。

○ 大会全体を通しての感想

三位一体の改革における義務教育費国庫負担制度の見直し等により、学校事務職員の存在意義が取りざたされているが、実際の教育現場において、ただ単に学校には事務職員がいるべきだという議論をするのではなく、なぜ必要なのか、どうすれば学校事務職員として存在できるのかということを説明していくことが大事であると感じた。

その存在価値はこれからの新しい学校づくりの上で学校経営へ参画していくことであるとこの研究大会では一貫したテーマとして討議されたが、確かにそのとおりであると思った。

学校経営への参画とはいって地域的なこと、学校内の状況、各々の事務職員としての資質（経験的・年齢的なこと）などから一律的なものを構築するのは難しい面があると思われる。どういったアプローチで学校経営に参画していくか、ということを学校事務職員の一人一人が今後一層研鑽を積んで行く必要があるのだと強く感じた3日間であった。

【資料1】徳島県公立小・中学校事務職員の職務内容改定通知（教義第180号）

教義第180号
平成8年3月14日

各市町村教育委員会教育長 殿

徳島県教育委員会教育長

公立小学校・中学校の事務職員の標準的職務について（通知）

公立小・中学校事務職員の標準的職務については、昭和49年3月30日付け教管第150号で通知されているところです。しかし、その後21年が経過した今日、学校事務は一層広範多岐にわたり、量的にも質的にも大きく変化し、同通知の内容も必ずしも実状に合ったものとはいえなくなっています。

については、学校事務の円滑かつ合理的な処理を推進し、もって学校運営組織の一層の充実と活性化を図るため、同通知を次の通り改正し、平成8年4月1日から適用しますので、次の事項に留意の上、貴管内各小・中学校への指導をお願いします。

なお、昭和49年3月30日付け教管第180号教育長通知（公立小・中学校事務職員の職務については、平成8年3月31日をもって廃止します。

1 学校事務がより適正かつ効率的に執行されるよう、別紙の職務一覧表に基づき、事務部門の校務分掌の明確化に努めること。

また、事務職員の職務と教頭等の行う職務との間の円滑な連絡を図り、校務の効率的かつ合理的な運営が行われるよう留意すること。

2 別紙の職務一覧表については、標準的なものであるので、各学校で事務職員の校務分掌を決定するに当たっては、学校規模、事務職員の職名、経験年数、事務職員数、地域の実情及び事務職員の職務に関連する諸規則等を考慮し、適正な職務内容になるよう配慮すること。

3 集中事務及び事務取扱校の事務職員は、専任の事務職員未配置校の事務の内、区分「給与」関係事務及びその他の事務に関する指導助言を行うものとする。

なお、集中事務校等及びその委託校の間の連絡が円滑に行われるよう配慮すること。

公立小学校・中学校の事務職員の標準的職務一覧表 注：区分「総務」の職務内容「学校運営に関する事務」以外は、主として、学校事務職員が総括する範囲を示したものである。したがって、学校事務職員以外の職員が担当する職務内容も含まれる。

区分	職務内容	事務内容
総務	学校運営に関する事務	<ul style="list-style-type: none">企画運営委員会等（校務分掌組織への策定関係事務を含む）への参画
	校内諸規定に関する事務	<ul style="list-style-type: none">校内諸規定（処務、文書、経理等に関する事項）の制定及び改正
	文書及び情報処理に関する事務	<ul style="list-style-type: none">文書收受、発送等の事務文書及びデータ管理事務法規の整理保管調査統計関係事務情報管理関係事務
	職員及び児童生徒の証明に関する事務	<ul style="list-style-type: none">通勤、通学、卒業及び在学証明その他職員及び児童生徒の証明に関する事務
	渉外に関する事務	<ul style="list-style-type: none">官公庁との渉外関係事務
	学校事務全般に関する事務	<ul style="list-style-type: none">学校事務全般に係る指導助言

人 事	人事事務に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動に伴う事項に関する事務 ・人事記録カード及び勤務歴カードの整理事務 ・休職、復職、退職等の手続き ・発令通知書の保存 ・その他人事関係事務
	服務事務に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿等勤務の状況関係事務 ・職員の勤務報告関係事務
給 与	給与に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・給与関係事務 ・年末調整及び県市町村民税関係事務
	旅費に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費の予算管理、請求及び支給に関する事務 ・その他旅費関係事務
福 利 厚 生	福利厚生に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校共済組合及び教職員互助組合関係事務 ・公務災害関係事務 ・その他福利厚生関係事務
管 財	施設設備に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の維持及び管理関係事務 ・その他施設設備関係事務
	物品に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の維持及び管理関係事務 ・その他物品関係事務
経 理	市町村費に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・予算編成、執行及び決算関係事務
	各種補助金に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・各種補助金関係事務
監 査 査	監査及び検査に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・監査及び検査関係事務
学 务	教科書給与に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書の給与関係事務
	学籍に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の転入、転出等学籍関係事務
	教育扶助、就学奨励・援助に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・教育扶助関係事務 ・就学奨励及び援助関係事務
その他の事務	所属長の指示する職務に関する事務	

【資料2】徳島県における事務長の事務代決制度（2）

県費負担教職員の服務の監督に関する規則（平成12年徳島県教育委員会規則第5号）
(県費負担教職員)

- 第2条 市町村立小学校及び中学校には、県費負担教職員（以下「職員」という。）として校長、教頭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、事務職員及び学校栄養職員を置くことができる。
- 2 事務職員は主査、事務長、事務主任又は事務主事のいずれかの職に補するものとし、学校栄養職員は主査、技術主任又は技師のいずれかの職に補するものとする。
- 3 主査は、校長の監督を受け、高度の知識又は経験を必要とする事務又は技術をつかさどる。
- 4 事務長は、校長の監督を受け、事務をつかさどり、事務職員を監督するとともに、次の各号に掲げる事務について代決する。
- (1) 所掌校務に係る事実証明等を行うこと。
- (2) 所掌校務に係る照会、回答等を行うこと。
- 5 事務主任は、校長の監督を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務をつかさどる。
- 6 技術主任は、校長の監督を受け、相当の知識又は経験を必要とする技術をつかさどる。
- 7 事務主事は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。
- 8 技師は、校長の監督を受け、技術をつかさどる。
- 9 教頭のうちから副校長を命ずることができます。
- 10 副校長は、校長を補佐し、校務を総括整理する。

【資料3】給与の資金前渡担任者の職指定通知

教義課第211号
平成7年3月28日

各小・中学校長 殿

徳島県教育委員会教職員課長

給与経費の資金前渡担任者の変更について（通知）

市町村立小・中学校においては、現在校長が資金前渡担任者に指定されていますが、徳島県会計規則の一部改正に伴い、平成7年4月1日から事務長配置校につきましては、事務長が資金前渡担任者に指定されることになります。

つきましては、指定金融機関等への印鑑届の手続き及び資金前渡担任者変更届について、適正に処理してください。

なお、事務長未配置校につきましては、従来どおり校長が資金前渡担任者に指定されることになりますので、念のため申し添えます。

【資料4】事務職員の不在期間中の小・中学校に対する事務の支援についての通知

教教課第154号
平成14年6月1日

各市町村教育委員会教育長 殿
各小中学校長 殿

徳島県教育委員会教職員課長

事務職員の不在期間中の小・中学校に対する事務の支援について（通知）

小・中学校の事務職員が病気休暇等により相当の期間不在となる場合、通常1ヶ月以上の不在であれば臨時補充される他の事務職員が、また、それ以下の不在であれば当該小・中学校の教職員が、不在の事務職員に代わって事務を行うことになりますが、これら小・中学校において適正、円滑に事務処理を進めていくためには、学校事務について豊富な知識・経験を有する他校の事務職員から、指導、助言等の必要な支援を得られるようになることが有効と考えられます。

このため、今般「事務職員の不在期間中の小・中学校に対する支援に関する取扱要項」を別紙1のとおり定め、あらかじめ指定された支援校の事務職員が事務支援を行うこととともに、支援の要請依頼については、徳島県教育委員会教職員課を介してこれを行ふこととした。

また、併せて、平成14年度における支援校として、別紙2の学校を指定することとした。

支援校及びその設置者たる市町村教育委員会におかれましては、他校への事務の支援についてご配慮いただきとともに、他校及びその設置者たる市町村教育委員会におかれましては、支援の要請に係る手続等について遗漏のないようよろしくお願ひいたします。

別紙2 事務職員の不在期間中の小・中学校に対する事務の支援に関する取扱要項

1 趣旨

事務職員の不在期間中の小・中学校に対する事務の支援に関する取り扱いについては、この要項の定めるところによる。

2 支援校の指定

徳島県教育委員会教職員課長（以下「教職員課長」という。）は、各地域ごとに、当該地域の小・中学校でその事務職員（臨時補充職員であるものを除く。3(1)において同じ。）が、相当の期間不在となるものに対し、指導、助言、その他の必要な支援を行う学校（以下「支援校」という。）を指定するものとする。

3 支援の要請

- (1) 小・中学校（支援校を除く。）は、その事務職員が病気休暇の取得その他の理由により、相当の期間、不在となる場合には、その事務の適性化を図るために、支援校の支援を求めることができる。
- (2) 前項の小・中学校（以下「被支援校」という。）の校長は、支援校の支援を受けようとするときは、教職員課長に対し、支援要請書（様式第1号）を提出するものとする。
- (3) 前項の支援要請書の提出は、被支援校の設置者たる市町村教育委員会を経由して行わなければならない。この場合において、市町村教育委員会は、当該支援の要請に関し意見を付して、遅滞なく教職員課長に送付するものとする。

4 支援の依頼

- (1) 支援要請書の提出を受けた教職員課長は、当該支援の要請を相当と認めるときは、要請に係る地域を担当する支援校に対し、支援依頼書（様式第2号）を送達するものとする。
- (2) 前項の支援依頼書の送達は、支援校の設置者たる市町村教育委員会を経由して行わなければならない。この場合において、市町村教育委員会は、遅滞なく支援校に送付するものとする。

5 支援の実施

- (1) 支援依頼書の送達を受けた支援校の事務職員は、臨時補充された事務職員その他不在となった事務職員に代わって事務に当たる被支援校の教職員に対し、指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。この場合において、支援校の事務職員は、被支援校の事務を代理するものではない。
- (2) 前項の支援を行った支援校に対しては、所要の旅費を別枠配当する。

【資料5】平成16年度における支援校の指定について

平成16年度における支援校の指定について

平成16年4月1日

徳島県教育委員会教職員課

「事務職員の不在期間中の小・中学校に対する事務の支援に関する取扱要項」2の規定に基づき、平成16年度における支援校及びその担当地域を次のように指定する。

支援校	担当地域
富田中学校	徳島中・城東中・津田中・八万中・南部中・上八万中・入田中・佐那河内中 上記の中学校とその校区の小学校及び富田中の校区の小学校
千松小学校	城西中・不動中・川内中・応神中・国府中・北井上中 上記の中学校とその校区の小学校（千松小を除く）
加茂名中学校	名西郡
小松島中学校	小松島市・勝浦郡
阿南第二中学校	阿南市・那賀川町・羽ノ浦町
上那賀中学校	鷲敷町・相生町・上那賀町・木沢村・木頭村
日和佐小学校	海部郡
大麻中学校	鳴門市
北島中学校	板野郡
川島中学校	阿波郡・麻植郡
脇町小学校	脇町・美馬町
貞光小学校	半田町・貞光町・一字村・穴吹町・木屋平村
池田小学校	三野町・三好町・池田町・井川町・三加茂町
山城中学校	山城町
東祖谷中学校	東祖谷山村
櫟生小学校	西祖谷山村